

産業廃棄物排出事業者の年度報告

提出件名	期日	様式	廃棄物処理法	詳細
産業廃棄物管理票交付等 状況報告書	6月30日	様式第三号	第八条の 二十七関係	前年度(4月1日～3月31日)に交付した産業廃棄物管理票について都道府県知事に報告する。
産業廃棄物処理計画書	6月30日	様式第二号 の八	第八条の四 の五関係	前年度の産業廃棄物の発生量が1000t以上の事業場ごとに1枚作成し、都道府県知事に報告する。
産業廃棄物処理計画 実施状況報告書	6月30日	様式第二号 の九	第八条の四 の六関係	翌年度の6月30日までに当年度に提出した計画書の実施状況について都道府県知事に報告する。
特別管理産業廃棄物処理計画書	6月30日	様式第二号 の十三	第八条の十七 の二関係	前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業場ごとに1枚作成し、都道府県知事に報告する。
特別管理産業廃棄物処理計画 実施状況報告書	6月30日	様式第二号 の十四	第八条の十七 の三関係	翌年度の6月30日までに当年度に提出した計画書の実施状況について都道府県知事に報告する。

※ 特別管理産業廃棄物の発生量が50t未満かつ産業廃棄物の発生量が1000t未満である排出事業者は産業廃棄物管理票交付等状況報告書のみ提出で良い。

様式第三号 (第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書											
知事殿 (政令市長)										年 月 日	
報告者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号											
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。											
事業場の名称			事業場の所在地			業種		業種コード		電話番号	
事業場の種類			排出量 (t)		管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所		処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称
番号	コード							コード	処分コード		コード
1											
2											
3											
4											

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

日本工業規格 A列4番

※ 報告書記入用紙の出力には [次ページの出力用PDF](#) をご利用ください。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

年 月 日

知 事 殿
(政令市長)

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称						業 種			業種コード			
事業場の所在地						電話番号			担当者名			
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票 の交付 枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所		処分受託者の 許可番号		処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	
	コード					コード		処分 コード			コード	
1												
2												
3												
4												

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。